

【熱中症対策のポイント】外出時には、帽子や日傘を使用したり、日陰を選んで歩こう。

## ★スズメバチに注意 毛虫の発生に注意★

毎年6月から10月にかけて、スズメバチの活動が活発になります。夏にかけて野外活動の機会が増えたため、充分に注意しましょう。

### ○スズメバチ等に刺されないためには

- ・ハチの巣に近づいたり、いたずらしない。
- ・ハチは黒い物に反応します。ハイキング等の時は黒っぽい服装を避けましょう。
- ・洗濯物、布団類に紛れることがあるのによく点検しましょう。

### ○もしハチに刺されたら？

- ・速やかに巣から離れ、安全な場所に避難します。
- ・清潔な水で患部を冷やし、炕ヒスタミン剤含有的ステロイド軟膏をつけ、早急に医師の診察を受けましょう。

### ○専門の業者に依頼しましょう

田舎に巣を発見したときは、田舎負担で専門の害虫駆除業者に依頼してください。町ではスズメバチの駆除は行っておりません。自分で駆除することもできますが、危険を伴いますのでおすすめできません。また、道路や公園等の公共的な場所や、所有者が不明な土地・家屋で衛生害虫が発生している場合は、役場までお問い合わせください。



毎年夏から秋にかけて「庭の木に毛虫がたくさん発生して困っている」という相談が寄せられます。所有・管理している土地での発生状況に注意し、発生がみられる場合は、早めに駆除していくべきです。小規模発生での駆除は簡単です。幼虫のまだ小さいうちに葉を切り取って駆除することが効果的です。

樹木の所有者は、近隣住民に毛虫の被害が及ぼないよう対策をお願いします。また、毛虫が発生した場合は、業者に駆除を依頼するなどの適切な対応をお願いします。また、毛虫が発生した場合には、町が管理している道路や公園の樹木以外の毛虫駆除は行っておりません。

**資源物の集団回収に対して報奨金が交付されます。**

## 資源物の集団回収に対して報奨金が交付されます。

町では、「ごみの減量化を推進するため、自治会、PTA、子供会などの団体が目的に実施する資源物の集団回収活動に対し、報奨金を交付しています。

これは、限りある資源を大切にすることもしくて、活動を奨励し、町内に排出される生活ごみの大削減量を図ることを目的としている。

**【対象となる団体】**  
地域の住民で構成される福利を目的としない団体（例：PTA、子供会、老人会、婦人会、自治会など）

**【対象回収品目】**  
古紙類、布類、金属類  
※回収品目、出し方、引取日時などは、回収前に資源回収業者に確認してから活動していただけます。

**【報奨金の額】**  
資源ごみ回収重量×  
（なお、報奨金の他、業者からの売上金も団体の収入となります。）

※活動を始めた前に団体登録が必要です。詳細は左記までお問い合わせください。

**▼問い合わせ先＝**  
●衛生害虫防除等相談室（栃木県ペストコントロール協会内）  
☎ 028（625）0606  
**▼問い合わせ先＝**  
●住民生活課 生活環境係  
☎ 0289131

## 上三川町のマスコットキャラクターを募集します！

『かみのかわまち』について、どんなイメージを持つていますか？

町のイメージアップを図り、PR活動を強化するため、町民に親しまれ、元気で可愛らしいキャラクターを大募集します。皆さん、奮ってご応募ください。

▼募集作品＝上三川町のイメージを表すキャラクターで、立体化が容易なものとします。キャラクター名と作品の簡単な説明もお願いします。

作品はA4判サイズ(白地、紙質自由)とします。背景は描かないでください。色彩は自由ですが、単色で使用する場合もあります。

▼応募方法＝募集要項と応募用紙は窓口に備えています。また、ホームページからダウンロードできます。

作品と応募用紙を窓口、郵送又は電子メールで応募してください。

▼募集期間＝8月1日（月）～9月30日（金）まで

▼応募及びお問い合わせ先＝

〒329-10696

栃木県河内郡上三川町しおざわ一丁目1番地

企画課 情報広報係

☎ 069-911-17

**[熱中症対策のポイント]** 集団活動の場では、お互いの体調に配慮しよう。

## 冷蔵倉庫の固定資産評価が変わります！

固定資産評価基準の改正により、

平成24年度分の固定資産税から冷蔵倉庫用家屋が、一般の倉庫用の家屋に比べて評価額が早く減少する経年減点補正率が適用されます。

▼該当する家屋は、町で調査を行います

以下の要件すべてに該当する家屋を所有されている方（事業主）は、現地調査を行いますので、ご連絡ください。

・建物の床面積の50%以上が冷蔵倉庫であること。

・倉庫自体が冷蔵機能を有していること（一般用の倉庫内にプレハブ方式の冷蔵庫などを設置しているものは、対象にはなりません。）

・建物の床面積の50%以上が冷蔵倉庫であること。

「その他の中」（お菓子やティッシュの空き箱など）に生ごみや使用済みのティッシュや・紙おむつなどが混入していることがあります。（生ごみ、使用済みのティッシュ・紙おむつは「燃やせるごみ」です。）

異物が混入していると、うまくリサイクルできません。

※判別が難しい紙は「他の紙」には入れないでください。



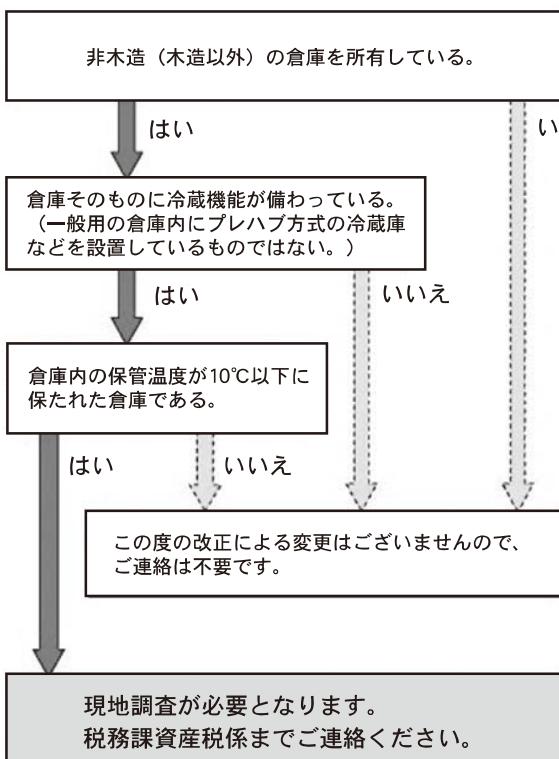
資源物として収集している、「その他の紙」（お菓子やティッシュの空き箱など）に生ごみや使用済みのティッシュや・紙おむつなどが混入していることがあります。（生ごみ、使用済みのティッシュ・紙おむつは「燃やせるごみ」です。）

▼「冷蔵倉庫用家屋」とは…

・構造が非木造（木造以外）である

・保管温度が10℃以下に保たれる倉庫であること。

（例：冷凍用倉庫、冷蔵用倉庫、低温倉庫、氷の貯蔵庫など）



▼問い合わせ先＝

税務課 資産税係 ☎ 069-912-3

☎ 069-913-1

▼問い合わせ先＝

住民生活課 生活環境係

☎ 069-913-1